

安全の手引き

令和7年2月

在ベレン領事事務所

はじめに

パラ州の治安情勢は、2019年より大幅に減少していますが、昼夜を問わず銃器を使用した強盗、殺人、麻薬絡みの犯罪等が頻発しており、最近ではクレジットカードや銀行ATM利用時にスキミングされる犯罪も多発しているため、当地で生活するブラジル人はもとより、旅行者、在留邦人の方々も同様に被害に遭遇しています。これにより外務省ではパラ州の大ベレン圏に対し『十分注意してください。』の渡航情報を発出し広く注意を呼びかけています。

昨今の治安情勢を踏まえ、今般、当地で安全な生活を送るために必要とされる、主要な犯罪形態、防犯対策、被害に遭遇した際の対応等を掲載した「安全の手引き」を改訂いたしました。是非本冊子を一読していただき、皆様の安全対策、安全意識の高揚の一助としていただければ幸いです。

令和7年2月
在ベレン領事事務所

目 次

1	犯罪発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1)	犯罪発生件数・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2)	主要犯罪の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(3)	犯罪多発地域・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	防犯の基本的な心構え・・・・・・・・・・	3
(1)	心構え・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2)	緊急連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	犯罪被害・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(1)	犯罪被害例・・・・・・・・・・・・・・・・	5
ア	近年発生した邦人の被害例・・・・・・・・	5
イ	ベレン市とその周辺で近年発生した主な事件	7
(2)	被害に遭わないための留意事項・・・・・・・・	10
ア	歩行中における留意事項・・・・・・・・	10
イ	自動車に関わる留意事項・・・・・・・・	11
ウ	バス利用時の留意事項・・・・・・・・	11
エ	タクシー利用時の留意事項・・・・・・・・	12
オ	銀行における留意事項・・・・・・・・	12
カ	住居の選択・入居における留意事項	12
キ	家事使用人についての留意事項	13
ク	家庭内における留意事項	14
ケ	万が一犯罪被害に遭遇してしまった場合の対応	14
4	交通事情と事故対策・・・・・・・・	15
(1)	道路・交通事情・・・・・・・・	15
ア	道路事情・・・・・・・・	15
イ	交通事情・・・・・・・・	15
(2)	事故対策・・・・・・・・	15
ア	歩行時の事故対策・・・・・・・・	15
イ	運転時の事故対策・・・・・・・・	16
ウ	事故発生時の対処・・・・・・・・	16
エ	運転に際しての準備・・・・・・・・	17

5	テロ・誘拐対策・・・・・・・・・・・・・・・・	18
(1)	家庭における安全対策・・・・・・・・	18
(2)	勤務先での安全対策・・・・・・・・	19
(3)	外出時における安全対策・・・・・・・・	19
(4)	旅行時における安全対策・・・・・・・・	20
(5)	その他の安全対策・・・・・・・・	20
6	子の連れ去りについて・・・・・・・・	20
7	自然災害対について・・・・・・・・	21
8	緊急事態に備えて・・・・・・・・	21
7	緊急時のポルトガル語・・・・・・・・	24
9	ベレン中心部地図・・・・・・・・	25
資料	緊急事態に備えてのチェックリスト・・・・・・・・	26

1 犯罪発生状況

近年、ブラジルでは年々犯罪の手口が巧妙化・凶悪化しており、社会問題となっています。当地では、発生する犯罪の殆どに拳銃が使用されているため、万が一被害に遭遇した場合、対処を誤ると生命の危険に繋がります。当地で生活する上で、安全対策は欠かすことのできない重要課題です。

(1) 犯罪発生件数

パラ州治安当局がまとめた過去5年間のベレン大都市圏における主要犯罪の発生件数は次のとおりです。

犯罪種別	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
窃盗	59155	37353	35346	32076	34921
強盗	52342	38821	42499	33734	28488
強盗殺人	45	21	22	22	11
殺人	685	448	424	375	362
傷害	8155	6849	6358	6672	7404
強姦	857	808	906	968	1168
麻薬密輸	2375	2089	1718	1445	1570
傷害致死	9	15	7	11	11

※ パラー州公安局提供

(2) 主要犯罪の概要

パラ州ベレン大都市圏（ベレン市、アナニンデウア市、マリツーパー市、ベネビデス市、サンタ・バルバラ市、サンタ・イザベル市）全域で銃器を使用した殺人、強盗等の凶悪犯罪が日常的に発生しています。特に歩行者を狙った路上強盗、車両減速時を狙った車両強盗、バス車内での強盗、逃走中の強盗犯による人質立て籠もり、警察と強盗犯との間で発生する銃撃戦等、何れも銃器を使用した事件が多発しています。

近年の強盗などの主要犯罪の特徴として、今まで安全とされていた地域（比較的裕福な人が居住する地域）での発生件数が増加し、子供連れ、老人、女性などが狙われるケースが増加しています。

当地における犯罪の発生件数は、2019年より大幅に減少していますが、2023年犯罪件数を東京都（1,401万人）とベレン大都市圏（205万人）を10万人あたりで比較すると、強盗が東京の833倍、殺人が26倍です。

また、ベレン大都市圏内では1日平均約205件以上の犯罪が認知されていますが、これはあくまで警察への被害届に基づく件数であり、犯罪被害の実数は、この数倍になるものと見られています。

(3) 犯罪多発地域

大ベレン圏中心部のベレン市内で特に犯罪が多発しているのは、ジュルーナス、グアマ、ペドレイラ、サクラメンタ、テーハ・フィルメ等の各地区で、グアマ、ジュルーナスの両地区については、年間を通じて常に犯罪発生件数ワースト1，2位に挙げられる危険地域とされています。それら犯罪多発地区内には貧民街が点在していますが、麻薬密売人、中毒者による殺人等の凶悪事件が日々発生しているため、安易に近づかないでください。尚、危険地域以外についても、危険地域に通じる、アヴェニード ジョンパウロⅡなどの大道路での犯罪が増えておりますので、十分注意してください。

長期滞在・移住者の居住地区内（ウマリザル、サンブラス、ナザレ、バチスタ・カンポス、マルコ）、の路上に面した飲食店などの店舗や付近の路上において、近年、銃器を使用した犯罪の発生件数が増加していますので、十分な注意が必要です。

当地の主要観光地であるヴェーロ・ペーズ市場、ナザレ大聖堂、エミリオ・ゲルジ博物館、カステロ要塞、共和国広場（プリンセザ・ロウザン・ホテル周辺）宝石美術館、マンガル・ダス・ガルサス公園では、邦人を含む旅行者の多くが強盗、スリ、ひったくり等の被害に遭遇しています。夜間、休日の人通りの少ない時間帯には立ち入らないことをお勧めします。

2 防犯の基本的心構え

(1) 心構え

防犯に完璧な対策はありません。それでも、日頃から防犯意識を持ち、犯罪者が付け入る隙を作らず、危険が伴う行動を避けることで、被害防止に効果があります。防犯意識として「自分の身は自分で守る」といった心構えを持つことが重要です。

万が一被害に遭遇しても、絶対に抵抗してはいけません。金品を差し出して、自身の安全を第一に考えてください。金品を差し出すときも注意が必要です。自分の判断でポケットや鞆に手を入れて所持品を出そうとせず、相手の指示に従ってください。（ポケット等に手を入れると、武器を取り出し、反撃する行動だと犯人に受けとられる場合があります）

被害にあったら、被害届を提出すると同時に在ベレン領事事務所へも御連絡ください。

自身、家族の安全を守る上で、常日頃、治安情報に関心を持ち、テレビ、新聞、当事務所ホームページ等から、当地で発生する犯罪の特徴、犯罪多発地域等の情報収集に努めてください。

非常事態に備えて、当事務所、勤務先、在留邦人・日系団体等を含む緊急連絡網を常備してください。主要連絡先は次のとおりです。

(2) 緊急連絡先

ア 在ベレン領事事務所

Av. Governador Magalhães Barata, 651 7º andar
Edifício Belém Office Center, SEP : 66060-281 São Brás
Belém - Pará - Brasil

(ア) 平日 (09:00 ~ 17:00) Tel : (9 1) 3 2 4 9 - 3 3 4 4

(イ) 当地到着後は速やかに当事務所に在留届を提出願います。

(ウ) 閉館日及び時間外 : Tel : (9 1) 3 2 4 9 3 3 4 4 (音声案内の後、1を押してください。電話代行業者に転送されますので、ご用件をお伝えください。)

※ 市外からかける場合は電話業者を選択する必要があるため、最初に0××-91をつける。(015、021、031等。例として、ベレン市外から当事務所へかける場合、031-91-3249-3344となります。) なお、国際電話には不要です。

イ 警察及び消防通報センター (C I O P) : Tel: 1 9 0

ウ 救急車 (AMBULÂNCIA) : Tel: 1 9 2

エ 交通事故 : Tel: 1 9 0

(国道で事故が発生した場合 : 1 9 1)

オ アマゾニア病院 (Hospital Amazônia)

(Trav. 9 de Janeiro, 1267 - São Brás)

(ア) Tel: (9 1) 3 2 4 9 - 5 4 2 2 (代表)

※ベレン市外からは市外局番をつける。(015、021、031等)

(イ) 日本人・日系人が主体の福祉団体である「アマゾニア日伯援護協会」が運営する総合病院で、日本語を解する日系人医師も多い。

カ 汎アマゾニア日伯協会

(Trav. 14 de Abril, 1128 - São Brás)

(ア) Tel: (9 1) 3 2 2 9 - 4 4 3 5 (代表) ※ベレン市外からは市外局番をつける (015、021、031等)。日本語が通じます。

3 犯罪被害

(1) 犯罪被害例

犯罪に遭わないための心構えとして「過去の例に学び対策を講じる」ことは非常に重要です。また、万が一犯罪に遭遇した場合、犯人に抵抗するなど、対処を間違えれば、身体、生命に危険が及ぶ恐れがあります。当地で最近発生した以下の犯罪被害例を参考に、身近で同様の犯罪が発生していることを認識し、自身の安全対策に役立て下さい。

ア 近年発生した邦人の被害例

(ア) 12:00頃、ベレン市イコアラシ郡タパナン地区所在の会社事務所に鋭利な凶器を所持した犯人(3名)が客を装い侵入した。同事務所内にいたのは邦人従業員のみで、犯人(1名)が被害者の手足を縛り監禁した。その隙に別の犯人(2名)が室内の金品等を物色したが、金品等が見当たらなかったため、腹いせに被害者の腹部を鋭利な凶器で一刺しした。犯人は被害者の現金、携帯電話1台、パソコン1台を強奪し、その場を後にした。被害者は重傷を負い病院に搬送された。

(イ) 22:00頃、ベレン市イコアラシ郡コケイロ地区所在の日本食レストランにおいて、閉店間際に拳銃を所持した犯人(3名)が門扉を乗り越え店内に侵入し、従業員及び居合わせた客に対し、銃を向け現金、携帯電話を出すよう要求した。偶々、店内に客として文民警察捜査官が居合わせたため、銃撃戦となり、従業員1名が流れ弾2発を腹部に被弾した。犯人(2名)は大腿部に被弾したところを同捜査官に現行犯逮捕された。残りの犯人(1名)は携帯電話等を強奪し、逃走した。被害者はベレン市内の病院に搬送された。

(ウ) 23:50頃、アマパー州マカパ市ゴイアバウ地区所在の住宅に拳銃を所持した犯人(8名)が侵入し、住民2名に暴行を加えた。被害者宅に約5時間留まり、その間被害者を監禁した。その後犯人は電化製品等を強奪し逃走した。犯人逃走後、被害者は事件発生を警察へ通報した。警邏中のパトカーがジョアン・ゲーハ大通りで電化製品を持って逃走中の犯人を発見し、銃撃戦となった。犯人(5名)が射殺され、犯人(3名)が逃走した。

- (エ) 08:00頃、ベレン市カンピナ地区ヴェーロ・ペーズ市場内において、市場内を観光中の邦人が、後方から寄ってきたブラジル人男性に声を掛けられ、応答している隙に、たすき掛けしていた一眼レフカメラの紐をナイフの様な物で切られ、持ち去られた。その時は気付かなかったが、数分後カメラが無いことに気付き文民警察に被害届を提出した。被害者には怪我は無かった。
- (オ) 07:00頃、ベレン市サンブラス地区ジェンチル・ビテンコート大通りとトレス・デ・マイオ通り付近において、邦人がジェンチル・ビテンコート大通りを西方に歩行中、後方から自転車2台に乗車した少年が、邦人の約3m前を歩行中の通話中の女性の携帯電話を強奪した。その先を歩行中の通話中の男性の携帯電話も一緒にいた別の少年が連続して強奪し、トレス・デ・マイオ通り方面に逃走した。
- (カ) 16:30頃、サントイザベル・ド・パラ市アメリカノ刑務所にて、3台の車両に分乗し武装した犯人(10～12名)が乗り付け、警戒していた州警察との間で銃撃戦となった。犯人は車両で逃走を試みたが、その際に乗り遅れた犯人の一部が、偶然通りかかった走行中の車両を止め、乗車していた邦人3名に向け銃を発射し、うち2名を殺害した。犯人は被害者車両で逃走した。
- (キ) 15:00頃、ベレン市カンピナ地区ヴェーロ・ペーズ市場内において、被害者が買い物を終え、同市場の無料駐車場に駐車してあった車に乗ろうとしていたところ、犯人に鍵や小銭入れが入った袋を奪われ、犯人は逃げた。その際、倒れて体の一部を擦りむいた。
- (ク) 深夜(時間不明)、邦人(被害者)の次男宅に犯人(3名)が押し入り、家族全員が縛られたが、次男宅に滞在していた被害者のみが頭部に銃弾を受けて病院に搬送されるも、その後死亡。なお、被害者次男及びその家族にケガはなく、また、被害品も特になし。被害者は当地移住者であるが、長年本邦に滞在しており、たまたま来伯して次男宅を訪れていた際に被害に遭ったもの。翌日、捜査に当たっていた地元文民警察が犯人(3名:うち2名は未成年)を逮捕。

(ケ) 22:00頃、トメアス市クアトロボカ地区に所在する邦人宅において、被害者が就寝していたところ、外出先から戻った同人妻、娘及び孫の帰宅時を見計らい、犯人（男3名、女1名。うち2名が拳銃、1名が山刀を所持）が住居に侵入。同人や同人娘を脅した上トイレに閉じ込め、上記被害品を奪い逃走した。なお、同人妻らが帰宅した際、犬が吠えている等の異変が感じられたため、同人娘が様子を見に下車し、同人妻及び孫はそのまま車内に留まっていたが、孫（1歳8ヶ月）の泣き声に苛立った犯人は、自家用車のフロントガラス及びリアガラスを破壊して立ち去った。また、犯人が住居内を物色した際、山刀を突きつけられた同人娘は肩や腹部に軽度の擦過傷を負った。

(コ) 午後（時間不明）、ベネヴィデス市セントロ地区の邦人宅において、被害者は外出していたところ、犯人が塀を乗り越えて窓から室内に侵入し、室内を物色した後、被害者宅から現金および貴重品などを窃取し逃走した。住居には同人妻が別室にて就寝していたが、賊の侵入に気付かなかった。

(サ) 22:15分頃、ベレン市のウマリザル区にあるレストランにて、帰宅するためにタクシーを手配し、スマートフォンを持ったままレストランの外でタクシーの到着を待っていたところ、武装した犯人（2名）にバッグと財布、スマートフォンを差し出すように要求された。被害者がそれらを手渡したところ、同所付近に待機していた車両で現場から逃走した。なお、被害者に身体的被害はなし。

イ ベレン市とその周辺で近年発生した主な事件

※邦人被害は含まない

(ア) 05:40頃、ベレン市ナザレ区の路上において、犯人がランニング中の女性を襲ったが、襲われた女性が軍警察婦警であったため、同婦警は所持していた拳銃で犯人を射殺した。

(イ) 14:00頃、ベレン市のショッピングセンターの裏通りで強盗を働いた犯人（2名）が警察に追われて同ショッピングセンター駐車場に逃げ込み、同駐車場で車を駐車しようとしていた女性（タクシー運転手）を人質に取った。軍警察による交渉の末、数分後に人質は解放された。

- (ウ) 朝（時間不明）、ベレン市マルコ地区にて、バイクに乗った犯人（2名）が、屋台の店主に銃を向け金品やスマートフォンを要求したが、店主が抵抗したため発砲した。犯人（2名）は被害者を撃った後に逃走し、被害者は病院に搬送されたが死亡した。
- (エ) 10：00頃、ベレン市サンブラス地区にて、犯人（2名）が銃器で被害者（建設業者）を脅し、身につけていた金のネックレスを渡すよう要求したが、銃器を所持していた被害者が抵抗し銃撃戦となった（被害者は工事現場での仕事のあとに、射撃場へ行く予定であったため銃器を所持していた）。この銃撃戦で被害者は4発被弾し、現場で死亡した他、現場付近のバス停にいた女性が流れ弾に当たって負傷し、救急病院へ搬送された。犯人はバイクで逃走した。
- (オ) 05：30頃、通勤途中の男性が、ベレン市タパナン地区からヴェロ・ペーズ市場間を運行するバスに乗車していた際、拳銃を所持した犯人（2名）がバスの前方扉から乗り込み「強盗だ」と叫び、後方の扉を開けるよう要求した。開放された後方扉から別の犯人（2名）が乗り込んできた際、後方扉付近にいた男性は他の乗客とともに車外へ逃げたため、被害はなかった。
- (カ) 17：30頃、市内にあるショッピングモールの宝石店で強盗を行った犯人（2名）が、逃走中に近隣の店舗に侵入し、店舗客2名を人質にとった。軍警察官による犯人との交渉の末、犯人は降伏し人質は解放された。
- (キ) 日中（時間不明）、武装した犯人（2名）は、自宅前にいた被害者（2名）にスマートフォンを渡すように脅迫した。被害者が引き渡しを拒否したため、犯人が発砲し、被害者の内1名が死亡した。その後犯人は逃走した。
- (ク) 日中（時間不明）、武装した犯人（2名）は、ベレン市のペドレイラ区にて、タクシー（バイク）に乗った直後の乗客に拳銃をつきつけた。犯人は乗客と運転手の所持品（スマートフォン、財布、バイクの鍵）などを奪い、逃走した。

- (ケ) 日中（時間不明）、武装した犯人（２名）は犯行（強盗）を及ぶためにベレン市のウマリザル区にある診療所に侵入し、患者と従業員に銃をつきつけ、所持品（スマートフォンや現金など）を奪い逃走した。
- (コ) 朝（時間不明）、犯人（人数不明）は、ベレン市のペドレイラ区で車両を強盗した。車両を奪われた被害者は抵抗し、車両に引きずられた後、死亡した。その後、犯人は逃走した。
- (サ) 日中（時間不明）、武装した犯人（２名）は、ベレン市のマルコ区にある、パラ州立大学の警備員を襲い、警備員が所持していた武器を奪い、逃走した。襲われた警備員は、犯人からの銃撃により死亡した。

(2) 被害に遭わないための留意事項

犯罪の手口は多種多様であり、完全な防犯対策はありませんが、日頃から防犯意識をもち、非常時の対策を講じることにより、被害に遭遇する確率を減らし、遭遇しても被害を最小限に抑える効果があります。

ここでは、犯罪被害に遭わないための留意点を掲げますので、自身の防犯対策作りに役立てて下さい。

ア 歩行中における留意事項

- (ア) 毅然とした態度で行動し、時々後ろを振り返るなどして、犯罪者に付け入る隙を与えない。
- (イ) 華美な服装での外出を避ける。
- (ウ) 人前で極力財布や現金を出さない。
- (エ) 財布や携帯電話等をズボンの後ろポケットに入れない。
- (オ) 現金は小分けにする。
- (カ) 歩行中、携帯電話等を使用しない。腰など目立つところに所持しない。
- (キ) 貴金属、腕時計など目立つ物はなるべく身につけない。
- (ク) 両手いっぱい袋やバッグを提げて歩かない。
- (ケ) 夜間、早朝の外出を避ける。
- (コ) 馴れ馴れしい人の誘いや、甘い誘惑はキッパリ断る。路上の物乞いに声をかけられても素通りする。

イ 自動車に関わる留意事項

- (ア) 車両のメンテナンスを心掛け、常に良好な状態を保つ。
- (イ) カーフィルム の貼付、盗難防止装置を設置する。
- (ウ) 乗降時には必ず周囲の安全を確認する。
- (エ) 乗降したら必ずドアロックを確認する。
- (オ) 車から離れる際も必ずドアをロックし、車内に物を放置しない。
- (カ) 運転中は、窓を開けない。助手席や後部座席に物を置かない。
- (キ) 不審な車が尾行していないか、時々後方を確認する。
- (ク) 追突された場合等、相手が確認できるまでは降りない（盗難車をわざと追突させ、金品を強奪する例があります）。
- (ケ) 信号待ちの車に対する強盗事件が多発している為、走行時、停車時ともに危険回避に十分な車間距離の保持を心掛ける。
- (コ) 深夜から早朝にかけての運転は防犯、事故防止共に細心の注意を払い、交差点内走行時についてもクラクションを鳴らしながら走行を心掛ける。
- (サ) 帰宅時にガレージの前で強盗に遭うケースがあるため、不審者、不審車両の有無を確認し、異変を感じた際は素通りして様子を見る。
- (シ) 運転中は携帯電話での通話や操作をしない。

ウ バス利用時の留意事項

- (ア) バス内の強盗事件が頻繁に発生しているため、極力利用を避ける。
- (イ) 満員バスへの乗車を避ける。
- (ウ) 行き先を明確にしたうえ、路線を調べてから乗車する。
- (エ) 貴重品や高価な品物を持って乗車しない。
- (オ) 車内で財布を取り出さず、予め現金（小銭）を用意しておく。
- (カ) 大金は持たず、現金は何ヶ所かに分けて所持する。
- (キ) 車内で居眠りをしない。
- (ク) 周囲を見回して不審な者がいたら途中下車する。
- (ケ) 車内での携帯電話の使用は避ける。

エ タクシー利用時の留意事項

- (ア) 流しのタクシーの使用を避け、ラジオ・タクシー、タクシー乗り場、ホテル等で待機しているタクシーの使用を心掛ける。
- (イ) 一人で乗車する場合は極力助手席に乗るよう心掛ける。（料金メーターなどの不正操作等を防止）
- (ウ) 料金の支払いは必ず車中で済ませ、ドアを開けてから金銭のやりとりはしない。支払を素早く行うため、小銭を用意しておく。
- (エ) 支払いを済ませた後、釣銭、財布を収納し、周囲の安全を確認した後、下車する。
- (オ) 車内での携帯電話の使用はなるべく避ける。

オ 銀行における留意事項

- (ア) 利用する曜日、時間、行き帰りの道順を固定しない。
- (イ) 短時間で用事を済ませる。
- (ウ) なるべく一人で行かない。
- (エ) 銀行から出る際は不審者の有無を確認し、細心の注意を払う。
- (オ) 高額現金の引き出し、支払、預け入れを避ける。
- (カ) 月末から翌月 10 日前後、連休の直後等に、多額の現金を扱う預金者を狙った犯罪が発生しているため、当該時期の利用を避ける。
- (キ) 銀行、店舗外 ATM（現金自動預け払い機）付近に現金輸送車が停車している際はなるべく近寄らない。

カ 住居の選択・入居における留意事項

- (ア) 既滞在者の意見を参考に安全な地域を選ぶ。居住者の所得水準及び生活環境、公共施設の有無（警察、病院、消防署等）、周辺地域の状態（道路の舗装、街灯の設置状況、衛生状態等）を確認する。
- (イ) 一戸建てよりも高層型アパートの方が防犯に優れ、入居後防犯に関する負担も少ない。アパートビルの場合、外部からの侵入を避けるためにも 3 階以上が望ましい。
- (ウ) 一戸建ての場合、外部から侵入される恐れのある箇所（1、2 階全ての窓、門扉）をフェンス、電気柵、鉄格子、外部照明、アラーム・センサー、防犯カメラ等の物的警備措置で補強する。扉にはドア・スコープ、複数の鍵、ドアチェーンを付けることが望ましい。
- (エ) 入居の際には、出入りに使用する全ての門扉、窓及び施錠箇所が堅牢であるか確認し、鍵は全て交換する。また、各種防犯設備が正常に

稼働しているか点検を行い、故障している場合には直ぐに修理を依頼する。

- (オ) 身元の分からない者を家に入れない。
- (カ) アパートビル入居者は来客の際、必ず門衛に内線電話で来館者氏名、用件を連絡させる。
- (キ) アパートビル入居者は注文品、花、手紙などの配達物は門衛を通じて受け取る。
- (ク) 住居周辺の地形、道路状況（一方通行路、冠水箇所、避けるべき危険地域等）を覚えるとともに、住居周辺に慣れる努力をする。
- (ケ) 帰宅時、出入り口が壊されている、こじ開けの跡等の異常を見つけた際には、入室せず管理人または門番に通報する。
- (コ) 隣家と良好な関係を保つ（避難場所等緊急時の助けになる為）。

キ 家事使用人についての留意事項

- (ア) 使用人を信頼しすぎない。
- (イ) 使用人を雇用する場合は、友人、知人、隣人等信頼できる人物から紹介、推薦してもらう。
- (ウ) 使用人の住所、電話番号、住所・IDカード等の身分関係が明らかになる書類を提出させてコピーをとっておく。
- (エ) 現金、貴重品等は金庫、鍵の掛かる引き出し等に収納する。
- (オ) 外部からの訪問者を勝手に入室させない。
- (カ) 必要以上に電話を使用させない。
- (キ) 差出人不明等、不審な封筒、小包を持ち込ませない。
- (ク) 必要以上に家族の行動予定、個人情報等を漏らさない。
- (ケ) 鍵を預けない。

ク 家庭内における留意事項

- (ア) 家族の居場所が常に把握できるようにしておく。外出の際には行き先、帰宅予定時刻などを、必ず家族に知らせておく習慣をつける。
- (イ) 旅行その他の計画について、SNS等に投稿したりやたらに他人に明かさない。
- (ウ) 子供の通学には、徒歩、バス、流しのタクシーの利用を避け、保護者による送迎、信頼のおける運転手を利用する。
- (エ) 買い物や外出は、特定の日時にならないよう注意する。早朝ジョギング、ゴルフ、テニス等の運動や散歩等においてもパターン化を避ける。
- (オ) 身元の分からない者を家に入れない。
- (カ) 架かってきた電話に対して、相手が名乗るまでこちらの名前や勤務先、通学先等を言わない。
- (キ) 勧誘はきっぱり断る。
- (ク) 非常時に備えて、消火器、応急薬品、懐中電灯、蠟燭、電池式ラジオ、飲料水、保存食料等の緊急時用物品を用意し、保管場所を家族全員に周知しておく。
- (ケ) 緊急連絡先リストを作成し、家族全員が手に取れる場所に常備する。

ケ 万が一犯罪被害に遭遇してしまった場合の対応

- (ア) 絶対に抵抗しない。
- (イ) 相手の指示に従う。
- (ウ) 冷静にゆっくりとした行動を心掛ける。
- (エ) その場から逃走を試みない。
- (オ) 犯人を刺激しない。
- (カ) 犯人の顔を直視しない。

※日頃から被害に遭遇した際の対処を、イメージしておくことが肝心です。

※必ず被害届を提出すると共に、当事務所にもご連絡ください。

※危機が迫った際に必要なポルトガル語の習得しておく必要があります。

4 交通事情と事故対策

(1) 道路・交通事情

ア 道路事情

市内の大半の道路は一方通行ですが、突然相互通行（相互の場合は右側通行）になる通りがあるため注意が必要です。また、市中、郊外を問わず至る所に、陥没箇所、凸状の車両減速帯（ロンバード）があり、速度を上げて乗り入れてしまうと、車の故障や思わぬ事故に繋がる恐れがあります。さらに、短時間、局地的な大雨（スコール）が降ると、多くの道路が冠水し、陥没箇所が見えなくなることや、雨量や場所によって冠水の水位が車両のホイールベースよりも高くなり、通行できなくなる場所もあります。

イ 交通事情

運転マナーは非常に悪く、速度超過、急停車、乱暴な追い越しや車線変更、車線が無視して走行する車が多いほか、夜間は酒気帯び運転、信号無視、一方通行の逆走、無灯火で走行する車や二輪車が多くなり、人身事故も日常的に発生しています。また、左折の際に、道路中央寄りの車線から強引に左折してくる車も多く左車線からの直進や左折時には注意が必要です。

(2) 事故対策

ア 歩行時の事故対策

- (ア) 当地では車優先と考えるドライバーが多く、前方に歩行者がいても減速することは希です。道路を横断する際は、周囲の安全を十分に確認しながら横断して下さい。
- (イ) 夜間は街灯の整備が進んでいない地域では視界が悪く、飲酒運転、信号無視、速度超過等の無謀運転をする車が多くなります。また、降雨時は見通しが悪くなるうえ、冠水により路上の側溝や陥没が見えなくなる場所もあります。防犯、事故防止の観点から、夜間、降雨時の徒歩での外出は極力控えてください。

イ 運転時の事故対策

- (ア) 急停車、無理な割り込みに備えて十分な車間距離の保持を心掛けてください。
- (イ) 夜間は信号無視をする車が非常に多いので、交差点通過時は青信号であっても注意して通過して下さい。
- (ウ) 一般車両は右折左折時にも基本的に方向指示器を出しませんので、前方、左右の車輛には十分注意して下さい。
- (エ) 路線バスの運転は粗く、幅寄せ、無理な割り込み、急停車、速度超過等危険な運転をするので、近くを走行する際は十分に注意して下さい。
- (オ) 主要幹線道路には、随所にロンバーダと呼ばれる凸状の減速帯が路面に設けられており、速度を上げた状態で侵入すると車両の故障、思わぬ事故に繋がる恐れがあります。手前にある道路標識を見落とさないよう注意すると共に、十分減速して通過する必要があります。
- (カ) 自転車は後方を十分に確認せず方向転換をしたり、信号を無視したりすることが多いので、自転車の近くを走行する際は、接触しないよう十分注意して下さい。
- (キ) 全席シートベルトを着用して下さい。
- (ク) 長時間の運転を避け、十分に休憩をとりましょう。
- (ケ) ブラジルの法律ではチャイルドシートの着用年齢は下記のとおりです。
 - ★1歳まで（寝かせるタイプ、後部座席）
 - ★1歳から4歳（背もたれ付きタイプ、後部座席）
 - ★5歳から7.5歳（座席タイプ、後部座席）

ウ 事故発生時の対処

当地では、軽微な事故の場合、示談で解決することが多いですが、後々問題が発生することを避けるためにも、関係当局への届出をお願い致します。一般的に事故が発生した場合、事故が発生した場所に応じてそれぞれの地域を管轄する下記の各関係当局に直ちに通報して事故鑑識（PERICIA）に事故調書を作成してもらいます。

●ベレン市内で交通事故が発生した場合：Tel：190（現場検証を実施。）

●国道で事故が発生した場合：連邦道路警察 Tel：191

●州道、パラ州のベレン市以外で事故が発生した場合：Tel：190

※その際、任意保険に加入している場合は、通常保険会社から通報の代行や人員の派遣等もしてくれますので、直ちに保険会社に連絡して事故対処上の支援を要請します。負傷者がいる場合は必要に応じて救急車（Tel：1 9 2）を呼びます。事故に迅速に対処するため、運転時は携帯電話の携行をお勧めします。

エ 運転に際しての準備

- （ア） ブラジル国内では日本が発行する国際免許証での運転は認められません。詳細は在ベレン領事事務所へお問い合わせください。
- （イ） 保険は、強制保険への加入が義務づけられていますが、事故発生時の対処を含めて様々なアシストが期待できる場合もありますので、任意保険にも加入しておくことをお勧めします。
- （ウ） 当地では劣悪な路面状況や厳しい気候のため車の劣化が早いので、車輛の点検は定期的に行い、異常があればすぐに整備して常に良好な状態にしておくことが大切です。
- （エ） 万一の事故に備え、血液型（家族を含む）を記入したメモを運転免許証と一緒に持ち歩くことをお勧めします。また、重大事故に遭遇した場合に備え、ポルトガル語で「在ベレン領事事務所へ連絡して下さい」（在ベレン領事事務所 Tel：9 1－3 2 4 9－3 3 4 4）を記載したカードを身に付けておいて下さい。（P 2 3 にポルトガル語訳があります）

5 テロ・誘拐対策

ブラジル国内においては現在のところテロ組織の存在に関する情報はありますが、世界的にはこの数年テロの被害にあった国や人は数多く、当地においても日本人を標的にしたテロ事件が発生する可能性も排除できません。こうした事情を念頭におき、私たちは今一度これまでの生活行動を振り返り、誘拐・テロに対する警戒を強める必要があります。

最近、ブラジル各地の大都市で一時的に身体を拘束する電撃誘拐事件（短時間誘拐）が発生しており、ベレン市及び近郊においても注意が必要です。以下に掲げる留意事項には前節の「犯罪に遭わないための一般的注意事項」と重複する部分もありますが、以下の諸点に注意して下さい。

（１）家庭における安全対策

ア 玄関ドアにはドア・スコープ、チェーンを必ず付ける。鍵は家族のみが持ち、使用人には渡さない。

イ 訪問者があった場合、身元がはっきりしない限りドアは開けない。

ウ 差出人不明、覚えのない小包、届物などは受け取らない。

エ 訪問者、発送品についての教育を使用人も徹底させる。

オ 近所をうろつく見知らぬ人物には常に警戒心を持つ。新聞等で顔を隠したり、時間や距離を測るように自宅周辺を徘徊したりする人物は特に注意する。

カ 周辺の様子を長時間窺う不審車両に警戒する。

キ 旅行予定等、家族の動向がわかる事項は、信用できない他人（自宅の使用人やアパートの使用人を含む）には教えない。

ク 家族の所在はいつも把握しておく。帰宅時間などの変更があれば、必ず連絡するよう習慣づける。

ケ 緊急連絡先（在外公館、勤務先、警察など）を常備しておく。

(2) 勤務先での安全対策

- ア 予め危機管理担当者を選任し、社内でのマニュアルを作成する。
- イ 発生しうる有事に備えるべく、訓練を定期的実施する。
- ウ 従業員の身元、生活態度、友好関係等をチェックし、身上把握に努める。
- エ 警備会社と契約し警備員を配置し、出入管理、巡回等を徹底させる
- オ 機械警備、監視カメラ等の物的措置を活用する。
- カ 敷地入口、建物入口、執務室など、勤務先の構造に合わせて警戒レベルを設定する。
- キ 従業員（特に社外と接触する機会が多い従業員）に、情報漏洩防止を指導する。
- ク 社用車の運転手に対し、運転中周囲を監視し、不審な尾行車等があれば直ちに報告させるとともに、ルート変更などを行うよう指導する。出勤時間を時々ずらすことも有効である。
- ケ 来訪者には必ず社員を付き添わせ、単独で行動させない。
- コ 社外で社内の出来事、役員の動向、人事等をむやみに話さない。

(3) 外出時における安全対策

- ア 目立つ服装での外出を避ける。
- イ 外出時、不審者、不審車両に気づいた際は、最寄りの店舗に入り、暫く様子を見る。
- ウ 運転中、時々後方を確認し、尾行されていないか確認する。追尾されていると感じたら、ルートの変更やUターンをして様子を伺い、ガソリンスタンド等に入りやり過ごす。
- エ 行動のパターン化を避ける。
- オ 家庭内で通勤、通学等外出先の安全について話し合い、不審な情報を共有する。

(4) 旅行時における安全対策

- ア 外務省発出の渡航情報、外務省、大使館、総領事館のホームページ、NHK海外安全情報等から情報を収集し旅行計画を立て、旅レジに登録する。
- イ 「退避勧告」、「渡航中止勧告」、「不要不急の渡航は止めて下さい」が発出されている国や地域への渡航は控える。
- ウ 諸外国には多種の犯罪手口があることを念頭におき行動する。
- エ テロの危険性のある地域では、対象になり得る場所には近づかない。

(5) その他の安全対策

- ア 当地においても「振り込め詐欺」が発生している。不審な電話、メール、FAX等の勧誘に注意し、本邦の家族等に対しても注意を呼びかけ、被害防止に努める。
- イ 空港等で見知らぬ人から荷物を預からない。麻薬の運び屋になり、日本人旅行者が警察に逮捕されるケースがある。

6 子の連れ去りについて

ブラジルの国内法では、父母のいずれかが親権または監護権を有する場合に、親権又は監護権を有さない一方の親が他方の親の同意を得ずに子供連れ去る行為は、重大な犯罪（未成年者略取罪）とされています（注）。

例えば、ブラジル人と婚姻し同国に同居している日本人の親が、他方の親の同意無しに子供を日本に連れ帰ると、たとえ実の親であってもブラジルの刑法又は児童保護法に違反することとなり、ブラジルに再渡航した際に犯罪被疑者として逮捕される場合があります。

国際結婚した後に生まれた子供を日本に連れて帰る際には、こうした事情にも注意する必要があります。

未成年者（18歳未満）の子の連れ去りの場合、2か月以上2年以下の禁錮刑（刑法第249条）、又は2年以上、6年以下の禁錮刑及び罰金刑（児童保護法第237号）を規定。なお、ブラジルは「国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約」に加盟しているので、子供がブラジルから他の加盟国（日本では2014年4月1日より発効）に連れ去られた場合、同条約の規定に基づいて子供の連れ戻し等が行われることになります。

7 自然災害について

ベレン市において、大きな自然災害は発生していませんが、ベレン市の周辺地域（農村地域等）雨期等での大雨による橋の崩落事故が発生する場合があります。夜間、街灯が無い地域では、暗闇で橋の崩落に気付かない場合が考えられるため、農村地域の移動は極力控えてください。

8 緊急事態に備えて

暴動・内乱・戦争・災害や疫病等の緊急事態が発生した場合、一時避難や国外退避が行われることがあります。過去にベレン市においてこのような事態は発生しておりませんが、万一の事態に備えて平素から準備をしておくことが重要です。

なお、外務省ではそれぞれの国・地域の治安情勢に応じ、4段階の危険レベルを目安とする危険情報を発出しています。これらの情報もご参考にして下さい。（海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>）

（1）【危険レベルの4つの目安】

ア「レベル1：十分注意してください。」

その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。※従前から、大ベレン圏（ベレン市及び隣接する都市）に「レベル1：十分注意して下さい。」が発出されています。

イ「レベル2：不要不急の渡航や止めてください。」

その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航される場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。

ウ「レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）。」

その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対し退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）

エ「レベル4：退避してください。渡航を止めてください（退避告）。」

その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域への退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

(2) 平素の準備と心構え

ア 「在留届」の提出

在留邦人の方々は必ず当事務所に「在留届」を提出してください（3か月以上の滞在者が行う旅券法上の義務）。インターネット専用サイト（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>）の他、用紙での提出も可能です。緊急事態発生時、支援や安否確認の目的で「在留届」に記載された連絡先に当事務所から直接ご連絡する場合があります。平時も治安情報などを日本語で領事メールとして受信できます。記載事項に変更（住所/電話番号/メールアドレスの変更、帰国、転出等）があった場合も、届出のご提出をお願いします。

イ 連絡体制（緊急連絡先は本紙2（2）をご参照下さい。）

当事務所は、領事メールサービスの他、汎アマゾンア日伯協会、アマゾンア日系援護協会等の団体等に所属されている場合、各団体の連絡網を通じて連絡を行う場合もあります。各団体等に所属していない個人の方に対しては、「在留届」に記載された連絡先へ、直接連絡を行います。

ウ 避難場所

緊急事態が発生した場合に備えて事前に避難場所を選定してください。

エ 緊急時における携行品の整理、非常用物資の備蓄

「緊急事態に備えてのチェックリスト」（別紙4をご参照下さい。）を参考に、旅券、現金等を予めまとめておき、直ちに持ち出せるようにして下さい。

緊急事態発生時には一定期間自宅で待機することも考えられますので、可能な限り、非常用の食料、水、医薬品等、家族全員が最低でも10日間程度生活できる量を備蓄し、情報を収集するためのラジオ等を予備の電池も含めてご準備しておいて下さい。

(3) 緊急時の行動

ア 基本的心構え

平静を保ち、デマ等に惑わされたり、群集心理に煽られることのないようにして下さい。テレビ、ラジオを通じて情報を収集すると共に現地事情に詳しい知人からも併せて情報を入手し、状況によっては当事務所から避難指示等が出されることも心に留め置いて下さい。

イ 当事務所への通報

皆様が入手された貴重な情報についても当事務所へご提供下さるようお願いいたします。情報を共有することにより無用な混乱を避けると共に、皆様の安全に貢献できます。提供された情報に個人情報が含まれている場合には、個人が特定されないよう匿名化して情報共有を行います。

9 緊急時の簡単なポルトガル語

(1) 強盗犯が良く使う言葉

ア 強盗だ : É um assalto (エ ウン アサウト)

イ 窓を開けろ・ドアを開けろ

: Abra a janela・Abra a porta (アブラ ア ジャネーラ・アブラ ア ポルタ)

ウ 顔を見るな : Não olhe para mim (ノン オーリエ パラ ミン)

エ 財布を出せ : Me dá a carteira (ミ ダ ア カルテイラ)

Passe a carteira (パッセ ア カルテイラ)

オ 携帯電話を出せ : Me dá o celular (ミ ダ オ セルラール)

Passe o celular (パッセ オ セルラール)

カ 時計を出せ : Me dá o relógio (ミ ダ オ ヘロージオ)

Passe o relógio (パッセ オ ヘロージオ)

キ 全部出せ : Entrega tudo (エントレーガ トウドウ)

ク 動くな : Não se mexa (ノン セ メッシャ)

ケ 騒ぐな : Fica quieto (フィカ ケット)

コ 車を止めろ : Pare o carro (パーレ オ カーホ)

サ 車から降りろ

: Desça do carro・Saia do carro (デッサ ド カーホ・サイア ド カーホ)

(2) その他覚えておくべきポルトガル語

ア 助けて! : Socorro (ソコーホ)

イ 強盗! : Assalto (アサウト)

ウ 泥棒! : Ladrão (ラドラン)

エ 警察を呼んで下さい : Chame a Polícia (チャーミ ア ポリーシア)

オ 火事だ! : Fogo! (フォーゴ)

カ 誰か手伝って下さい

: Alguém me ajude, por favor (アウゲン ミ アジュージ、ポール ファヴォール)

キ 救急車を呼んで下さい

: Chame uma ambulância, por favor

(チャーミ ウマ アンブランシア、ポール ファヴォール)

ク 病院に運んで下さい

: Leve-me para o hospital, por favor

(レーヴィ ミ パラ オ オスピタウ、ポール ファヴォール)

ケ ベレン領事事務所へ連絡して下さい

: Telefone ao Consulado do Japão em Belém, por favor.

(テレフォニ アオ コンスラード ド ジャポン エン ベレン、ポール ファヴォール)

10 ベレン中心部地図



緊急事態に備えてのチェックリスト

緊急事態に備えるために以下のチェックリストを参考にしてください。

＜重要書類・貴重品＞				
☐	旅 券	常時6ヶ月以上の残存有効期間があることを確認しておいてください（6ヶ月以下の場合には当館に再発給の申請をしてください）。 旅券最終ページの「緊急連絡先」（または「所持人記載欄」）は漏れなく記載しておいてください。 紛失に備えてコピーを取っておくことをお勧めします。		
☐	外国人身分 証明書	ブラジルに在住する外国人は、外国人法により国家移住登録証（Carteira de Registro Nacional Migratório (CRNM)）又は、旧型の外国人登録証（Cédula de Identidade de Estrangeiro (CIE), 通称「RNE」）の常時携帯を義務づけられています。		
☐	現金、通帳、 クレジットカード 貴金属類	家族が10日間程度生活できる程度のリアル現金、避難先における当座の生活に必要な外貨を予め用意しておくことをお勧めします。		
＜非常用食料など＞				
自宅で待機することを想定して、それぞれ10日分程度準備しておくことが望まれます。 自宅から他の場所へ避難する際は、各自の判断で必要最小限のものを携帯してください。				
☐	米	☐	水	☐
☐	調味料	☐	缶詰類	☐
☐		☐	インスタント食品	☐
☐		☐	粉ミルク等	☐
＜衣類、着替え＞				
☐	長袖、長ズボン	麻、綿等吸湿性、耐暑性に富む素材が望ましく、気温の変化に備え、上に羽織れるものも用意した方が良いでしょう。但し、人目を引くような派手な衣服は避けましょう。		
☐	下着類			
☐	履物	行動に便利で靴底の厚い頑丈なものが良いでしょう		
＜医薬品、衛生用品＞				
日常使用している物の中から必要な物を選び、パックにしておくとい良いでしょう				
☐	家庭用常備薬	☐	外傷薬	☐
☐	衛生綿	☐	常時服用している薬	☐
☐	石けん	☐	絆創膏	☐
☐	虫除け	☐	生理用品	☐
☐	タオル	☐	歯磨きセット	☐
☐	トイレットペーパー	☐		☐
☐		☐		☐

<自動車関連> 自動車をお持ちの方は、常に整備しておくよう心掛けてください。 (自動車を持ってない方は、近くに住む自動車を持っている人と平素から連絡をとり、必要な場合に同乗できるよう相談しておいてください。)					
☐	ガソリン	常時タンク半分以上は入れておく		☐	地図
☐	懐中電灯	☐	工具類	☐	ティッシュ
<その他>					
☐	ラジオ	短波、FM放送受信可能なもの			
☐	ろうそく	太くて長持ちするもの			
☐	紙製の食器類	プラスチック製のものがあればなお良い			
☐	充電器	☐	モバイル バッテリー	☐	乾電池
				☐	ライター (マッチ)
☐	懐中電灯	☐	割り箸	☐	簡単な炊事用具
☐	缶切り	☐	栓抜き	☐	固形燃料
☐		☐		☐	ヘルメット